

令和4年度（2022年度）西宮教育の推進方針決定の件

令和4年度（2022年度）西宮教育の推進方針を次のとおり作成する。

令和4年2月2日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

C

C

令和4年度(2022年度)西宮教育の推進方針

西宮市教育委員会は、市のまちづくりの目標である「未来を拓く 文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち」を実現するために、「夢はぐくむ教育のまち西宮」を教育推進の理念に掲げ、西宮教育の振興に取り組みます。

教育の推進にあたっては、基本的人権尊重の精神を根幹とし、自然との出会い、社会との出会い、そして人との出会いにより織りなされる成長と学びを大切にします。更に、学校や社会での学びに対する関心意欲を高め、一人ひとりが志を持ち可能性を開花させていく創造的な営みも大切にします。

1 はじめに

平成30年(2018年)6月、今後5年間の教育行政の指針となる第3期教育振興基本計画が閣議決定されました。令和12年(2030年)以降の「超スマート社会」「人生100年時代」の到来を見据え、生涯学び続けることがより必要になるとし、生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスを最大化することを目指して、5つの基本方針と21の政策目標が挙げられています。

本市においても、国の計画を参酌して第5次西宮市総合計画の教育委員会所管分野を西宮市における教育振興基本計画とし、令和5年度(2023年度)までを計画期間として教育の推進を図ります。

また、学校運営協議会の活動と地域学校協働活動を一体的に推進するコミュニティ・スクールの設置により、学校教育での地域人材の活用や学校施設の有効活用を更に進めるなど、生涯学習の理念の下、社会教育と学校教育の連携・協働を図り、「夢はぐくむ教育のまち西宮」の実現に取り組みます。

2 新年度の主要な施策・事業

(1) 子供・子育て支援

①乳幼児期の教育・保育環境の充実

幼児教育は生涯における教育の根幹をなすものであり、乳幼児期における公立幼稚園の役割として、直接体験することの大切さ、体験を通じた遊びからの学びなど、これまで本市が培ってきたものを継承していきます。また、公教育の始点である公立幼稚園の均質的な保育の質を向上させ、小学校との円滑な接続期の教育を進めていきます。

年々増加傾向にある特別な支援が必要な児童や要保護児童への対応など、多様な教育的ニーズに対応する拠点としての役割を果たしていくことを目標とします。

そして、地域、保護者や各関係機関に対して、近隣の子育て支援施設への保育公開や情報提供を行うとともに、地域における幼児期の教育の研修機会を提供するなど、幼保小の連携を意識し、これまで実施してきた西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」を継続していきます。

また、本市の懸案となっている保育所の待機児童対策の一環として、国の国家戦略特別区域法を活用した小規模保育事業の卒園児を公立幼稚園で受け入れる連携公立幼稚園事業を令和4年度(2022年度)から開始します。

令和4年(2022年)3月、公私幼保の関係者が協議し、市内で質の高い幼児教育・保育を実現していくうえで、大切にしたいことを共有する「西宮市幼児教育・保育ビジョン」が策定されました。ビジョンが謳う「子ども中心の幼児教育・保育」に向け、全市的な取組みを進めていきます。

(2) 学校教育

①教育環境の整備

小学校及び中学校に良好な教育環境を整備する観点から、各校の児童生徒数の推移を踏まえ、適

正な学校規模等のあり方の検討に継続して取り組みます。

令和2年(2020年)4月に開校した西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校については、校区外からの就学を可能とする「通学区域特認校」制度を採用しており、今後も市政ニュースやホームページなどの広報媒体による特集を組むほか、幼稚園や保育所への個別の説明会の開催など、広く市民への周知に努めていきます。

②幼稚園・小学校・中学校教育の充実

平成30年度(2018年度)より全面実施されている幼稚園教育要領に加え、令和2年度(2020年度)より小学校、令和3年度(2021年度)からは中学校で学習指導要領が全面実施となっています。今回の改訂では、これまでも子供たちにはぐくもうとしてきた「生きる力」が資質・能力として具体化され、教育課程を通して「何ができるようになるか」が求められています。そのために、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理された目標や各教科等の内容に基づき、保育や授業の改善を行うことが必要となります。

幼稚園教育については、教育活動全体を通してはぐくむ資質・能力が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示されています。各領域で示されたねらい及び内容に基づく活動全体を通して、これらの姿が現れるよう研究及び実践を進めます。

各教科等の指導においては、「主体的・対話的で深い学び」を目指し、各校や担当者会等で研究を進めます。また、学習評価についても、観点の整理(知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度)を行い、単元や題材のまとまりでの評価活動、パフォーマンス評価等の研究を進めます。更に、学習評価が子供の学びの評価のみにとどまらず、教育課程や学習・指導方法の改善・発展にもつながるよう、カリキュラム・マネジメントの一環としての研究を進め、教育活動の質の向上を図ります。

外国語教育については、学習指導要領の趣旨に基づき、小学校3・4年生の外国語活動と5年生から中学生にわたる外国語科の教育の充実を図ってまいります。学びの連続性を踏まえた教育課程、指導及び学習評価について研究を進めます。

令和時代の学校教育においては、多様な子供たちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと社会につながる協働的な学びの充実が求められます。令和3年度(2021年度)から本格実施となったGIGAスクール構想に基づき、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、新学習指導要領の着実な実施に努めてまいります。更に、令和3年度(2021年度)に公表した「GIGAスクール・スタートパッケージ」を、これまでの運用状況や児童生徒・教職員の意見を参考に改定し、活用方法や環境整備等の支援を進め、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」取り組めるよう、各校の実践から得た好事例を情報共有してまいります。

また、1人1台端末を活用し児童生徒の心理状態が把握できる「こころん・サーモ」について、結果の分析方法や分析後の指導方法などの研究を進め、教員による子供理解の質向上を図り、予防的、開発的な生徒指導を進めてまいります。

更に、学力向上プロジェクトとして行ってきた市の学力調査による児童生徒の実態を踏まえ、サポートプランによる学校ごとの支援を進めます。

③高等学校教育の充実

市立高等学校については、拡大された通学区域の中において、生徒にとって「通いたい、そこで学びたい」と思える学校づくりを進めるために、学習指導、生徒指導、部活動指導をバランス良く充実させます。令和4年度(2022年度)から新学習指導要領が年次進行で実施されることを踏まえ、授業改善や大学入試改革への対応に向けた取組みを進めます。また、生徒会や部活動等による

地域貢献活動を活性化、令和4年(2022年)4月からの成年年齢引き下げに対応する主権者教育や消費者教育の充実など、社会とのつながりを意識した教育を進めます。更に、市立高等学校パワーアップ事業等により、先端研究を進めている大学、高度な専門性を持つ機関や企業等から学ぶ機会を提供するなど、生徒の期待に応じる特色化を図ります。

また、新時代に対応した高等学校教育のあり方として、STEAM教育(*1)等の教科横断的な学習を推進するカリキュラムを検討し、問題発見・解決力を備えた人材の育成に努めます。更に、義務教育段階で1人1台端末がスタンダードな学習ツールとなったことを踏まえ、高等学校段階においても、個別最適化された学びと社会とつながる協働的な学びが実現されるよう、ICT環境を基盤とした先端技術を活用するため、令和4年度(2022年度)からBYOD(*2)による1人1台端末の運用を開始します。

(*1)STEAM教育：各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかす教科横断的な教育

(*2)BYOD：Bring Your Own Device の略。個人所有のタブレット等のデバイスを学校に持ち込むこと

④特別支援教育の充実

特別支援教育では、共生社会の形成を目指して、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組みを推進します。子供一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導と合理的配慮が提供されるよう個別の教育支援計画や個別の指導計画を策定し、適切な指導及び必要な支援を行います。交流及び共同学習の推進、教職員の専門性向上、校内委員会を中心とした支援体制の構築、子供に関わる学校・家庭・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携した取組みを進めます。特に「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、障害のある子供とその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の連携をより一層推進します。西宮支援学校においては、特別支援教育のセンター的機能の更なる充実を目指すとともに、障害の状態に配慮された環境の中で学習活動の充実を図り、ICT機器を活用した学習にも取り組みます。

⑤学校生活の安全・安心

多様化する学校問題の未然防止や早期解決に当たっては、初期対応をはじめとする学校園の組織的な対応が最も重要だと考えています。子供たちにとって魅力ある学校とするためには、より安全で安心な環境づくりが必要であり、そのためには教職員の組織体制を確立し、情報を共有しておくことが大切です。

児童虐待やいじめ問題、不登校、家庭問題、子供の貧困など、学校だけでは解決困難な事案も増加傾向にあることから、これまで以上に福祉・医療などの関係機関、地域との連携が必要となっています。また、本市が配置するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、各種支援員・協力員などを積極的に活用し、幼児児童生徒及び学校園を支援し、適切な教育環境づくりに取り組みます。

更に困難な事案に対しては、学校問題解決支援チームを派遣し、状況に応じた指導及び助言による支援に加え、法的な対応が必要な場合は弁護士との相談なども行っています。

生徒指導上困難な状況にある小学校で、県費による生徒指導担当者が配置されていない学校に対しては、本市独自の会計年度任用職員を配置し、生徒指導体制を構築するとともに、事案への早期対応による解決、学力向上推進体制などを図ります。

ア いじめ防止等への対応

「未然防止」「早期発見」「早期解決」を基本とし、「西宮市いじめ防止基本方針」に基づき、学校園を支援するとともに、教育委員会内に設置している「いじめ相談ダイヤル」を相談窓口
に、学校園と連携を密にした取組みを継続します。

イ 不登校児童生徒への支援

不登校は、多様な要因や背景によって、誰にでも起こり得るものと認識しており、児童生徒
自らが将来の夢や進路を主体的に捉えることができるよう支援し、社会的自立を促すことが大
切だと考えます。

教育委員会では、行政関係機関がそれぞれの役割から支援方策を考える「不登校対策庁内委
員会」を、また学校・PTA・地域それぞれの役割から不登校支援について考える「不登校対策
連絡協議会」を設置し、更なる支援の可能性を協議しています。

教育支援センター「あすなる学級」については、更なる事業拡充と事業内容の周知、ICTを
活用した支援に取り組むとともに、こども未来センターとの連携による充実した支援となるよ
う努めます。

ウ 補導活動と生徒指導等の連携

非行防止に向けた取組みである青少年補導活動と生徒指導、学校問題解決支援などが緊密な
連携体制を構築することにより、情報の一元化を図ります。この体制により迅速な緊急対応が
可能となることから、事案への早期対応や学校現場への更なる支援が可能となります。

エ 学校給食のアレルギー対応

安全・安心な学校給食を提供するとともに、「学校給食献立作成・アレルギー管理システム」
を活用することで、ヒューマンエラーによるアレルギーのチェック漏れを防止し、誤食の未然
防止に努めます。

⑥心や体の育ちを支える教育活動の充実

道徳教育や人権教育を中心として、自分の可能性に気づき、自他の大切さを認め、他者とともに
よりよく生きようとする豊かな心をはぐくむとともに、体験活動や運動に親しむ機会を提供し、心
と体の育ちを支えます。優れた芸術作品や音楽の鑑賞、トップアスリートとの出会いや様々な運動
に取り組む機会の提供は、子供たちの芸術やスポーツへの関心を高めるだけではなく、将来に向け
た夢を与え、心身の健やかな成長にもつながります。また、学校で学んだことを深化させ、実生活
と結び付けていくためには、自然学校や環境学習、トライやる・ウィークなどの体験活動を意図的
に仕組むことも大切です。加えて、国際交流、地域の方々との交流や福祉体験等も日々の学習に位
置付けることで、実生活での様々な気づきを促すことができるよう取組みを進めます。

⑦教職員の力量向上と勤務時間の適正化

教職員の研修については、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえた、職責、
経験や適性に応じた資質向上を図るために、ICTの活用など新たな研修形態も取り入れ、計画的な
研修を実施します。また、総合教育センター付属校である西宮浜義務教育学校との連携による研究・
研修を進め、その成果を市内各校へ発信していきます。

なお、勤務時間の適正化については、教職員の健康及び福祉の確保を図り、持続可能で効果的な
教育活動を行うため、定時退勤日・ノー会議デーの実施、西宮市立中学校部活動方針に基づくノー
部活デーの実施、校務支援システム等の活用を含めた負担軽減に継続して取り組みます。

⑧計画的・効率的な学校園施設の整備

学校園施設の整備については、老朽校舎の解消とあわせて良好な教育環境の整備・改善を優先課

題として位置付け、対応すべき優先度の高い学校から順に、校舎増改築による教育環境の改善に取り組んでいます。春風小学校では、令和4年度(2022年度)中に運動場整備等を終え、事業を完了します。安井小学校では、令和4年度(2022年度)末の竣工を目指して、引き続き校舎改築工事に取り組めます。瓦木中学校では、既存校舎の解体工事後、改築工事に着手するとともに、一部存続する校舎の大規模改修工事を並行して進めます。

また、学校施設の老朽化が進行し、今後、施設の整備需要の急増が見込まれることから、安全性を確保しつつ財政負担の平準化と軽減を図ることを目的とした「学校施設長寿命化計画」に基づき、外壁改修、屋上防水、トイレの全面改修など、予防保全型の改修を進めるとともに、今後15年程度改修計画のない築40年以上のトイレから、部分改修及び洋式便器化を計画的に進め、トイレの環境改善及び洋式便器化率の向上に努めます。

このほか、建築基準法の基準に適合しないブロック塀が学校に一部残存しているため、令和6年度(2024年度)の完了を目途に撤去改修を進め、安全な環境を確保します。

更に、教育活動における熱中症対策や、避難所としての防災機能強化、地域スポーツの利用促進に資するべく、令和4年度(2022年度)から計画的に小学校及び高等学校の体育館空調整備を進めるとともに、中学校を中心に教室等の照明LED化に着手します。

なお、学校施設は、教育施設としての大きな役割に加え、災害時における避難所等の防災機能、地域コミュニティの形成など、多様かつ重要な役割を担う地域の拠点施設です。よって、学校施設の良好な環境を保全し、これまで以上に適切に維持・管理していくため、令和3年(2021年)11月、全ての義務教育諸学校を都市計画学校として位置付けました。今後は都市計画税を活用し、計画的かつ継続的に学校施設の改修・改築事業を推進します。

あわせて、市全体の公共施設マネジメントの観点から維持管理コストを縮減するため、令和元年度(2019年度)に「学校施設の有効活用基本方針」を策定しました。児童生徒数の減少に伴って学級数が減少する学校においては、この方針に基づき、転用可能な教室を他の公共施設に有効活用するとともに、施設管理上の工夫により、学校教育の活動時間帯以外の利活用を図る取組みについても推進していきます。

(3) 青少年育成

① 青少年健全育成体制の充実

青少年関係団体に対して適切な活動支援を行うことで、地域における青少年健全育成活動の促進を図ります。また、青少年の生きる力をはぐくむ効果的な体験活動を推進するとともに、将来教員や保育士といった指導者を目指す高校生や大学生等を支援するため、青少年リーダー育成制度において、学習の機会と活動の場を提供します。

② 地域・家庭の教育力の向上

これからの変化の激しい社会を生きる子供たちのために、社会総がかりで子供たちへの教育に携わることが重要です。そのためには、保護者や地域住民も教育の当事者となり、目指す子供像や家庭や地域の中での学びについて話し合い、目標・ビジョンを共有していくことが必要です。持続可能な形で、保護者や地域の意見を学校運営に反映することができるしくみである「西宮型コミュニティ・スクール」の導入を進め、協働による地域とともにある学校づくりを通してはぐくまれる絆を地域の活性化につなげていきます。学校運営協議会を設置する学校には、地域学校協働活動推進員を新たに配置し、学校運営協議会の活動と地域学校協働活動を一体的に推進します。

家庭教育支援の充実に向けて、世代に合わせた講座を実施するとともに、オンラインを活用した

家庭教育に関わる講習会を実施するなど保護者に対する多様な学習の機会や情報提供に努めます。

③留守家庭・放課後等の児童育成

地域の方々の参画を得て放課後子供教室事業を推進し、放課後等に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子供たちが地域の中で、心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりに努めます。

また、放課後等に自由な遊び場や学びの場を提供して子供たちの社会性や協調性をはぐくむ「子供の居場所づくり事業」についても引き続き推進します。市職員であるコーディネーターと地域の見守りサポーターによるきめ細かな見守りが期待でき、地域で子供を育てることにつながる「コーディネーター常駐型」の拡充を基本としつつ、留守家庭児童育成センターの待機児童対策にもつながるよう運営方法を見直した「放課後キッズルーム事業」については、効果的な実施方法や今後の方向性について検討します。なお、令和4年度（2022年度）からは、事業名を「子供の居場所づくり事業」から「放課後キッズルーム事業」に変更し、市職員であるコーディネーターを学校に配置して実施する事業形態を「直営型」、事業者への委託により実施する事業形態を「委託型」と呼ぶこととします。

3 おわりに

本市では、市長、教育長及び教育委員で構成する総合教育会議で協議を行い、令和3年（2021年）3月に改定した「西宮市教育大綱」を、未来の主役である子供たちが、たくましさ、優しさ、豊かな感性を身につけ、健やかに成長するための教育・子供施策の礎と位置付けています。今後とも教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら、教育施策に関する予算の編成・執行や条例提案等の重要な権限を持つ市長と、教育行政の執行機関である教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題やあるべき姿を共有して、市民の意思を的確に反映した教育行政を推進します。